

告示

埼玉県告示第千三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 金田整形外科	所在地	桶川市下日出谷一四〇―一	桶川市下日出谷東二―一四―一
薬局マツモトキヨシ ukiyoLAB ららぽーと新三郷店	所在地	吉川市吉川三二四	吉川市中央一―一五―二〇
アイン薬局毛呂中央店	名称	はなまる薬局 毛呂山店	アイン薬局毛呂中央店
アイン薬局飯能栄町店	名称	はなまる薬局 飯能店	アイン薬局飯能栄町店
アイン薬局坂戸小沼店	名称	はなまる薬局 坂戸店	アイン薬局坂戸小沼店
アイン薬局旭ヶ丘店	名称	もりと薬局	アイン薬局旭ヶ丘店

二 指定施術機関

氏名	氏名		氏名
変更事項	変更事項		変更事項
変更前	所在地	名称	変更前
根岸 瑞樹 一〇二	村井 秀和 (追加)	(追加)	変更前
久喜市吉羽一―一 久喜市本町三―三 一三四ファミーユ本 町三〇二	桶川市東一―三― 三二桶川駅間プラ ザ一〇二号	げんき治療院リラッ クスプラス	変更後